

四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 5 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務（四国中央市下水道管路点検調査業務（ドローン等・A I ・クラウド）（以下「業務 1」という。）、四国中央市下水道管路調査業務（ドローン等・A I ）（以下「業務 2」という。）、四国中央市下水道管路調査業務（自走式TVカメラ・A I ）（以下「業務 3」という。）及び四国中央市下水道マンホール点検業務（以下「業務 4」という。）をいう。）

(2) 業務内容

下水道管路の安全性を確保するに当たり、上下水道DX技術の積極的な導入によるメンテナンスの省人化及び予防保全型マネジメントへの転換を推進するため、A I、ドローン等の現状で適用可能な技術を駆使し、下水道管路の点検及び調査を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 提案上限額

次に掲げる業務ごとにそれぞれ定める金額とする。

- ア 業務 1 17,218,300 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- イ 業務 2 3,845,600 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ウ 業務 3 3,906,100 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- エ 業務 4 1,742,400 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 受託予定者数

業務 1、業務 2 及び業務 3 の受託予定者はそれぞれ 1 者とし、業務 4 は 2 者とする。

(6) 標準数量

それぞれの業務における標準数量は、次に掲げるとおりとする。

- ア 業務 1 約 3,813m
- イ 業務 2 約 1,422m
- ウ 業務 3 約 1,084m
- エ 業務 4 1 者当たり約 500 基

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、企画提案実施要領に規定する業務別参加条件をそれぞれの業務ごとに満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等又は業務委託）を提出している者又は令和8年10月14日（水）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市水資源部下水道課

住所 〒799-0413 四国中央市中曽根町25番地

電話番号 0896-28-6230

FAX番号 0896-28-6463

電子メールアドレス gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年10月20日（火）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和8年10月20日（火）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年11月2日（月）まで（休日を

除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市下水道管路点検調査関連4業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。
- (4) 参加事業者は、複数の業務に応募することは出来ない。
- (5) 業務2から4までについて、応募者がいない、必要数を満たさない又は適切な候補者を特定できない場合は、発注者と業務1特定者との協議により、当該業務の全部又は一部を業務1特定者に実施させることができる。このときは、業務1に追加して、四国中央市契約規則（平成16年四国中央市規則第50号）に基づき必要な契約手続を行う。